◎少年鑑別所法

(平成二六年六月一一日法律第五九号)

提案理由(平成二六年五月一六日・衆議院法務委員会)

○谷垣国務大臣

たします。 続いて、少年鑑別所法案につきまして、その趣旨を御説明い

....(略).....

ります。

地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与することは重要な実施を図り、在所者について適切な観護処遇を行うとともに、明確ではなく、今日では極めて不十分なものとなっております。他方で、昨今の少年非行の状況に鑑みますと、鑑別の適切な他方で、昨今の少年非行の状況に鑑みますと、鑑別の適切な明確ではなく、今日では極めて不十分なものとなっております。

ほか、在所者の人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切正な管理運営を図るとともに、鑑別対象者の鑑別を適切に行うこの法律案は、このような状況を踏まえて、少年鑑別所の適

課題となっております。

適切に行うため、新たに少年鑑別所法を定め、所要の法整備をな観護処遇を行い、並びに非行及び犯罪の防止に関する援助を

この法律案の要点を申し上げます。行おうとするものであります。

所視察委員会の設置、組織及び権限についても定めるものでああり、少年鑑別所の運営の透明性を確保するために、少年鑑別新の管理運営に関する事項を定めるもので

家庭裁判所等の求めによる鑑別等について定めるものでありま第二は、少年鑑別所が行う鑑別について、鑑別の実施方法、

官及び少年鑑別所の長に対する苦情の申し出の制度を整備する官及び少年鑑別所の長に対する苦情の申し出の制度を整備するとともに、在所者が自己の受けた処遇全般について行う不服要件及び手続、面会、信書の発受等の外部交通等について定め要件及び手続、面会、信書の発受等の外部交通等について定めのとともに、在所者が自己の受けた処遇全般について定めるものであり、在所第三は、在所者の観護処遇について定めるものであり、在所

及び技術を活用し、地域社会における非行及び犯罪の防止に関第四は、少年鑑別所において、少年非行に関する専門的知識

ものであります。

する援助を行うことについて定めるものであります。	日から質疑に入り、二十三日、質疑を終局し、採決の結果、い
(略)	ずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しま
以上が、これら法律案の趣旨であります。	した。
何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよ	以上、御報告といたします。
うお願いいたします。	
どうもありがとうございました。	三 多請防法務委員長幸告(平成二六年六月四日)
二、衆議院法務委員長報告(平成二六年五月二七日)	て、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げま○荒木清寛君 ただいま議題となりました三法律案につきまし
○江崎鐵磨君 ただいま議題となりました三法律案につきまし	9.
て、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げ	(略)
ます。	次に、少年鑑別所法案は、少年鑑別所の適正な管理運営を図
······································	るとともに、鑑別対象者の鑑別を適切に行うほか、少年鑑別所
次に、少年鑑別所法案は、少年鑑別所の適正な管理運営を図	に収容される在所者の人権を尊重しつつ、その者の状況に応じ
るとともに、鑑別対象者の鑑別を適切に行うほか、在所者の人	た適切な観護処遇を行い、並びに非行及び犯罪の防止に関する
権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な観護処遇を行い、	援助を適切に行うため、少年鑑別所の管理運営に関する事項を
並びに非行及び犯罪の防止に関する援助を適切に行うため、新	定めるとともに、鑑別対象者の鑑別の実施方法を定めるほか、
たに少年鑑別所法を定めようとするものであります。	在所者の権利義務の範囲、その生活及び行動を制限する場合の
(略)(略)	要件及び手続等を定め、在所者による不服申立ての制度を整備
以上三法律案は、去る五月十四日本委員会に付託され、十六	しようとするものであります。
日谷垣禎一法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十九日八王	(略)
子少年鑑別所及び多摩少年院の視察を行いました。早速二十一	委員会におきましては、以上三法律案を一括して審査を行い、

原因についての調査及び分析、新法制定を受けた今後の社会復 帰支援への取組、少年が育った家庭環境等に着目して矯正を図 る必要性、少年院及び少年鑑別所の透明性向上のための視察委 員会制度の実効性確保策、救済及び苦情の申出制度の趣旨と実 動性確保策、矯正医療における医官の人数及び質の十分な確保 の重要性、再犯防止に向けた保護者との連携の強化策、処遇困 が性確保策、矯正医療における医官の人数及び質の十分な確保 の重要性、再犯防止に向けた保護者との連携の強化策、処遇困 が生命増加と矯正教育課程の適合性、少年矯正における被害 者の視点の重要性等について質疑が行われました。

致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。